

令和4年度熊野町地域経済応援クーポン券業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

現在、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰などにより、住民の家計や町内事業者の売上等に様々な影響が出ていることから、住民・町内事業者への支援と町経済の活性化が必要である。

このようなことから、熊野町地域経済応援クーポン券を発行することとし、その実施において、豊富な経験と高い専門知識が必要なことから、事業者から提案された企画書等を一定の基準で評価・選定する「プロポーザル方式」により、委託契約予定事業者を決定する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和4年度熊野町地域経済応援クーポン券業務

(2) 委託業務内容

「令和4年度熊野町地域経済応援クーポン券業務仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）まで

(4) 予算上限額

101,680,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

町は、予算上限額の内、クーポン券換金費を82,680千円、事務費を19,000千円で見込んでいる。

3 実施スケジュール（予定）

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| (1) 実施要領等の公表（公告開始日） | 令和4年6月17日（金）       |
| (2) プロポーザル参加資格受付期限  | 令和4年6月24日（金）午後5時まで |
| (3) プロポーザル参加資格確認通知  | 令和4年6月27日（月）       |
| (4) 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和4年6月29日（水）午後5時まで |
| (5) 質問に対する回答        | 令和4年7月1日（金）        |
| (6) 企画提案書等受付期限      | 令和4年7月6日（水）午後5時まで  |
| (7) ヒアリング・審査委員会     | 令和4年7月11日（月）       |
| (8) 審査結果の通知・公表      | 令和4年7月12日（火）       |

4 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、以下に掲げる条件を

すべて満たす者とする。なお、他の事業者（以下「連携事業者」という。）と連携して業務を行うことも可とするが、連携事業者についても、以下の条件（参加者が（４）の条件を満たす場合は（４）を除く）をすべて満たすものとし、連携事業者は、参加者１者のみと連携し、複数の参加者の連携事業者となることはできない。

（１）次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４各項のいずれかに該当する者
- ② 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ③ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者が含まれている者
- ⑤ 申請時に熊野町の町税、消費税及び地方消費税のいずれかに滞納がある者

（２）広島県内に本社、支社、営業所その他の事業所を有する者、または、広島県内に事業所はないが、町の求めに応じて速やかに業務責任者または担当者を町に来訪させることができる者であること。

（３）本町の令和３・４年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿の入札参加資格を有し、公告開始日から契約までのいずれの日においても、町の指名除外措置を受けていない者

（４）過去５年間に、国・地方公共団体が発注した本業務と同種又は類似の業務を受託し履行した実績を有する者であること。なお、連携事業者の実績も認めることとする。

## ５ 書類提出及び問い合わせ先

熊野町総務部産業観光課

住所：〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目１番１号

電話：０８２－８２０－５６０２

FAX：０８２－８５４－８００９

E-mail：kanko@town.kumano.hiroshima.jp

## ６ 公募型プロポーザル実施要領等の閲覧及び入手方法

（１）閲覧期間

令和４年６月１７日（金）から令和４年６月２４日（金）まで

（２）閲覧場所

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目１番１号

熊野町総務部産業観光課

電話：０８２－８２０－５６０２

なお、熊野町ホームページにも掲載する。

### (3) 入手方法

熊野町ホームページからダウンロードすること。

## 7 公募型プロポーザル参加資格の確認

参加者は、次の参加資格確認に伴う必要書類を提出期限までに持参または郵送により提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合すると確認された者に限り、本プロポーザルに参加することができる。

### (1) 必要書類

- ① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】
- ② 企業・団体の概要【様式2】
- ③ 熊野町税の納税証明書（熊野町税が課税されていない場合は、本社・本店の所在地において納付すべき市町村税に滞納がない旨を証するもの）又はその写し（証明日が申請日から3ヶ月以内のものに限る）
- ④ 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し（証明日が申請日から3ヶ月以内のものに限る）
- ⑤ 登記事項証明書（登記簿謄本）の写し

### (2) 提出期限

令和4年6月24日（金） 午後5時（必着）

### (3) 提出場所

「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

### (4) 提出方法

持参の場合は平日の午前9時から午後5時までとする。

また、郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は期間内の提出がなかったものとする。なお、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「参加資格確認申請書在中」と朱書きして提出すること。

### (5) 確認結果の通知

公募型プロポーザル参加資格確認申請書に記載の電子メールアドレスへ、令和4年6月27日（月）までに電子メールで通知する。

なお、正文については、別途郵送等により送付する。

## 8 公募型プロポーザル参加資格の取下げ

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、取下げ願い書【様式3】を提出するものとする。

なお、参加資格確認申請書提出期限から契約締結までの間に、参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、当該様式を提出するものとする。

## 9 質問の受付及び回答

### (1) 受付期限

令和4年6月29日(水) 午後5時まで(必着)

### (2) 提出方法

質問書【様式4】により、「5 書類提出及び問い合わせ先」へ記載のメールアドレス宛てに電子メールで提出すること。

なお、件名は「令和4年度熊野町地域経済応援クーポン券業務に関する質問書」とし、送信後に電話で到達の有無を確認すること。

### (3) 質問書に対する回答

- ① 最終回答日 令和4年7月1日(金)
- ② 公募型プロポーザル参加資格の確認を受けた者の質問にのみ回答する。
- ③ 質問に対する回答は、随時、質問書に記載された連絡先へ電子メールにより回答するとともに、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けた者すべてに通知する。
- ④ 電話や口頭での質問は受け付けない。

## 10 提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル提案申請書【様式5】 1部
- ② 業務経歴書【様式6】 1部
- ③ 熊野町地域経済応援クーポン券業務に係る提案書 10部
- ④ 見積書 1部

### (2) 提出期限

令和4年7月6日(水) 午後5時まで(必着)

### (3) 提出場所

「5 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

### (4) 提出方法

持参の場合は平日の午前9時から午後5時までとする。

また、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は期間内の提出がなかったものとする。なお、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「提案書在中」と朱書きして提出すること。

### (5) 提案書の作成要領

- ① 提案書の様式は、A4判縦長横書き、片面カラー印刷、左綴じ、文字サイズは見やすいフォント(11~12ポイント程度)とし、表紙に「令和4年度熊野町地域経済応援クーポン券業

務に係る提案書」と明記すること。なお、提案者名は1部にのみ記入し、9部については無記名とすること。

② 提案書と「11 ヒアリングの実施」に用いる資料は、原則、同一のものとする。

③ 提案書は、ページ下部中央にページ番号を付し、簡易ファイル等にファイリングすること。

④ 提案書には、次の事項を盛り込むこと。

ア 「令和4年度熊野町地域経済応援クーポン業務仕様書」中、「6 委託業務概要」の(1)～(7)について、項目ごとに考えを記載すること。

イ 企画内容は、事業者（または連携事業者）が自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的であること。

ウ 「令和4年度熊野町地域経済応援クーポン券業務仕様書」以上の業務項目・内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易に分かるように記載すること。

エ 参加者（企業）の主な業務実績、その他業務体制等を示すこと（連携事業者についても同様とする）。

オ 全体スケジュールを示すこと。

#### (6) 見積書の作成要領

本業務の実施に要する費用内訳（項目、数量、単価、金額等）を明示した見積書を提出すること。

## 11 ヒアリングの実施

### (1) 日時・場所

令和4年7月11日（月）

なお、時間、場所等の詳細については別途通知する。

### (2) 実施要領

① ヒアリングは、1者あたり25分程度（説明15分、質疑10分）とする。

② ヒアリングの際の資料の追加等は認めない。

③ 説明等は、本業務の主担当予定者が行うこと。

## 12 審査

### (1) 審査方法

「令和4年度熊野町地域経済応援クーポン券業務に係るプロポーザル審査委員会」において、次の審査基準に基づき審査する。

#### <審査基準>

#### ① 企画提案内容

提案書及びヒアリングを通じて、企画提案力、構成等を審査する。

また、熊野町の地域実態等を把握し、それに配慮した内容となっているかを審査する。

② 業務実施体制

事務を実施する際の体制が整っているかを審査する。

③ 実績評価

知識を応用できる同種業務、類似業務に対する実績を審査する。

④ 業務参考見積

提出のあった見積金額が妥当かを審査する。

⑤ 総合評価

上記①、②、③、④を総合的に勘案し、本業務に取り組む意欲、熱意を評価する。

(2) 審査結果の通知

① 提出された提案書のうち、見積額が予算上限額の範囲内である者の中から、審査委員会において最も優秀な参加者を委託契約予定事業者に選定する。

② 審査結果は、書面により参加者全員に通知する（令和4年7月12日（火）予定）。

## 13 契約

(1) 契約の締結

審査委員会の結果、最も優秀な参加者として選定した委託契約予定事業者と、提出された提案書を基に協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴し、予算の範囲内で随意契約により契約を締結する。なお、この協議の際、提出された提案書の内容を変更する場合がある。

(2) 契約保証金

契約保証金は熊野町財務規則第74条に定める額とする。

## 14 その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 公正を期するため、提案書に提案者名を推測可能な記述をしないこと（ヒアリングにおいても同様で、企業名は「当社」とすること）。

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合の提案書は、無効とする。

(4) 見積書の見積額（税込）が予算上限額を超えている場合は失格とする。

(5) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(6) 提出された書類は、返却しない。

(7) 町が必要とする追加書類等の提出を求める場合がある。

(8) 別紙「仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容について契約書にその内容を添付し、履行検査に当たっては、その内容を満たしていることを確認する。